

平成24年6月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による老齢基礎年金(以下、単に「老齢基礎年金」という。)の支給繰下げの申出による年金給付について、70歳到達日の属する月の翌月から支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によれば、以下の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日に70歳に達し、老齢基礎年金の受給権を有する者であって66歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものであり、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をした。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、支給繰下げにより加算された老齢基礎年金を同年〇月から支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その不服の趣旨及び理由について、請求人は、「①繰り下げ請求に関する手続きについて、全く知らされていなかった。②その当時の支給請求についてのパンフレットは、存在せず、被保険者に周知したと云う事実を実証出来ない。③国民年金法第28条について、社保庁は、一般被保険者に対して、積極的、かつ十分に周知すべき広報を全くしていないと云える。④繰り下げ請求をすべきとす

る70才到達前に前記の「年金の全部又は一部について、云々」というお知らせを、通知しなかった当時の行政は、作為的不備を犯している。依って、その不備を認め、70才到達時に遡り、精算すべきである。⑤減額すれば、請求が遅れても、遡及して支払うと云う制度は、被保険者に対して、著しく不平等な制度であり、国民は法の下に、すべて平等であると云う精神に反しているの、否定する。」ということである。

第3 当審査会の判断

- 1 老齢基礎年金の受給権を有する者であって、66歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができ(国年法第28条第1項)、支給繰下げの申出をした老齢基礎年金については、当該申出のあった日の属する月の翌月から支給を始めるものとされている(国年法第28条第3項)。
- 2 請求人が、上記の申出をすることができる者で、平成〇年〇月〇日に厚生労働大臣に対してこの申出をしたことについては、上記第2の1のとおりである。そして、国年法第28条第3項は、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をした者に対する同年金の支給は、当該申出のあった日の属する月の翌月から始めるものとする旨規定しているのであるから、請求人に対し平成〇年〇月から支給繰下げに係る老齢基礎年金を支給するとした原処分は、上記の規定に則ったものということができる。
- 3 これに対して、請求人は第2の3に記載のとおり主張するのであるが、請求人が原処分を不服とする心情は理解できないわけではないが、法律の規定を知らなかったことを理由にその適用を免れるものではなく、国年法は支給繰下げについて上記のとおり規定しているのであるから、それにもかかわらず、老齢基礎年金を請求人が70歳に達した時点まで遡って支給することはできない。また、事前

に案内文書を送付すべきであるとの点は、70歳に到達した月以降に請求が遅れた場合には、その遅れた間は老齢基礎年金の支給が行われない結果となることからすれば、保険者において、一層のきめ細かい周知徹底の措置を講じることが望まれるところではあるが、個々の受給者に対して事前に案内文書を送付しなかったことをもって過失ということにはできず、また、制度等の周知徹底に関する一般的な保険者の努力不足を理由に、法律の規定に則った原処分を違法、不当とすることはできない。

- 4 以上のとおり、原処分は適法、妥当であって、これを取り消すことはできず、請求人の本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。